（労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項第一号ト の主務省令で定める場合） **第二条**　法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第一号の規定により労働金庫連合会が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（次項において「信託業務を営む銀行」という。）を労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）とする。 ２　法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、労働金庫連合会が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項の場合を除く。）とする。 **様式第一** 経営基盤強化に関する計画の認定申請書 年　月　日 主務大臣　名　殿 （申請者）住　所 名　称 代表者の氏名 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき、下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。 記 ［１．～８．　略］ 第　号 年　月　日 認　定　書 （住　所） （申請者） 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第５条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。 主務大臣	（法第二条第二項第一号チ の主務省令で定める場合） **第二条**　法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第一号の規定により労働金庫連合会が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（次項において「信託業務を営む銀行」という。）を労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（労働金庫法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）とする。 ２　法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、労働金庫連合会が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項の場合を除く。）とする。 **様式第一** 経営基盤強化に関する計画の認定申請書 年　月　日 主務大臣　名　殿 （申請者）住　所 名　称 代表者の氏名 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき、下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。 記 ［１．～８．　同左］ 第　号 年　月　日 認　定　書 （住　所） （申請者） 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第５条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。 主務大臣